

厚生委員会 平成30年7月27日(木) 13:30～

<議題>

- (1) 陳情第2号 愛玩動物の適正飼養と飼養環境の確保について
- (2) 環境保全及び清掃に関する調査について 【所管事務調査】
- (2) 高齢者・障害者福祉及び介護保険制度に関する調査について 【所管事務調査】
- (3) 疾病の予防と対策に関する調査について 【所管事務調査】
- (4) 子育て支援に関する調査について 【所管事務調査】
- (5) 戦没者遺族への対応について 【質問通告:菊地ルツ委員】

<会派委員としての質疑要旨>

災害時の高齢者・障がい者の安全確保について

集中豪雨での死者が200人を超える大惨事となった

死者の70%以上が60代以上という。

このことは、

1) 水位が急激に上がったときに二階や高いところへ「垂直移動」ができなかったお年寄りが多いこと

2) 自宅を離れるのを面倒と感じたお年寄りが多かった、ということを示唆している。

今回も、スピーカーで避難勧告を行っても「何を言っているか聞こえなかった」という声が多かった。一昨年の台風による避難周知の時も同様であった。

これまでも市では高齢者の独居登録や災害時要支援者登録、安否の確認の仕組みを構築してきた。障害者についても、老障介護実態調査も進め、5年間チェックされていないことを受け、再調査も実施された。状況について質しました。

災害時要援護者登録者数	2468名 (うち、ひとり暮らし高齢者登録者は843名)
ひとり暮らし高齢者登録者数	2207名
緊急通報システム利用者数	702名

Q) 災害時は、出来るだけ短時間での情報提供が必要と考える。緊急通報システムを要援護者登録者にも拡大するなど、対策が必要ではないか？

A) 個別計画の策定されていない要援護者への登録者に対して、避難等の情報が速やかに届ける必要があることから、地域包括支援センターや民生委員、ケアマネージャー、障害者相談支援事業所などからの協力を得ながら災害時の緊急的な情報提供が可能な限り早く届くよう仕組みを構築中。要援護者には、個々に電話連絡等により情報提供が必要と考えている。その情報提供の手法については、さまざまな事例等を収集しながら情報

が早期に伝わるよう見直しをしていく必要があると考えている。

Q) 災害時の対応マニュアルの必要性を市も地域包括支援センターも認識しているが、その策定の状況は

A) 地域包括支援センターと意見交換を行いながら策定の作業を進めてきており、要援護者への迅速な情報伝達方法などを協議しながら、出来るだけ早期にマニュアルを作成していく。

Q) 特別養護老人ホーム、GHなどの介護保険等の施設などと災害時の避難に関する取り組みをどのようにして進めてきたのか、またさまざまな施設と福祉避難所としての協定を締結してきているが、災害時においてその目的が達成されるための取り組みは？

A) 地震及び火災中心の避難計画であったが、水防についても計画に盛り込むよう依頼してきた。また国からの通達もあり、見直しの計画策定が進んでおり、実地指導の場などでも災害時の避難に係る意見交換を図ってきている。昨年に防災担当と合同で、福祉避難所の運営等について、協定を締結している施設等と情報交換を行ったところ、福祉避難所として協定を締結している明確な理由を捉えていない施設もあるなど、今後、各々の施設と運営の仕方など丁寧に情報共有を図る必要があると考えている。災害時の運営が可能な限り円滑に進めるため、施設個々の設置目的等からその役割等についての認識を深めるよう努めて参りたい。

Q) 昨年、実施した老障介護実態調査（知的障害者）について、平成24年度に知的障害者の実態調査を行っているが、その時との違いについて伺う

A) 知的障害者が平成24年度調査時の1,071人から1,351人と増加していること。調査対象者の抽出条件を一部見直した結果、対象者が18名から60名と増加している。前回の対象者18名の内、3名が今回、継続調査となっているほか、10名の方が就労や障害福祉サービスの利用などに繋がっている。

Q) 不測の事態などに備え、この調査をどのように活用していくのか。毎年の調査による現状把握が必要ではないか？また、身体障害者に対する調査は？

A) 市や社会との繋がりが無く生活実態が把握できない方に対して、その現状を把握するため今後も調査の継続が必要と認識している。調査の更新については、介護する親の高齢化などの生活実態の変化に対応するため時期を早めることを検討したい。

今回の調査結果を、大雨などの災害発生時に安否確認のため活用していくほか、災害時要援護者の登録状況も確認し、必要な措置を講じていく。

受動喫煙と現状・今後の対策について

7/22日（日）に「がんサミット」に参加してきました。

受動喫煙・がん教育・がんと就労

予防はがん検診・生活習慣・そして喫煙に対する被害は特に大きく指摘されているところですが、市の現状はどうでしょうか？

2014年北海道がん登録状況によると、市の肺がんの罹患数は、177人で、肺がんの標準化死亡比では111.1（平成18～平成27年までの状況）と、全国に比べ高く、また帯広市の喫煙率は、けんこう帯広21の中間評価のアンケートでは、男性が26.7%、女性が11.8%で、男性は4人に1人が喫煙している現状にあります。

特に自分は喫煙しなくても、周りに喫煙者がいることで受動喫煙という状況に置かれてしまい、健康被害も心配されるところです。

これまでも出前講座やホームページ、SNSなどでの発信はしてきていますが、なかなか喫煙者が禁煙するまでには至らないのが現実です。市の考えを質しました。

Q) 健康増進法改正で、全国的に受動喫煙防止の環境が整備されていくに伴って今まで以上のアクションが求められる。受動喫煙防止対策で法改正案やスケジュールが示されているが、庁舎や公共施設の対策についてどのような動きか？

A) 健康増進法改正についての国の動向をふまえ、今年度より今後に向けて総務課と打ち合わせを行っている。今後、国から対象施設や基準等の詳細が示されてから、協議、判断することとなる。

Q) 国からのガイドラインは今年中に明らかになるとも伺っている。公共施設は対策をしなければならぬ。保健センターは既に敷地内禁煙となっている。市役所については喫煙コーナーが設けられているが、現状に課題は？対策しなくてはならない点をどのように考えているか？

A) 現在、本庁舎では敷地内に2箇所の喫煙場所を設けているが、議会棟玄関横のスペースは、簡易な仕切りをしてあるのみで、煙を遮断することができないこと、南側の多目的室は閉鎖された空間であるが、換気扇があるのみで分煙機等を設置しているわけではないことから、喫煙場所付近を通る人に、煙の影響があるものと考えている。

今後、受動喫煙が他人に与える影響と喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、帯広市として受動喫煙対策に係る考え方を整理していくこととなるが、本庁舎において、仮に現在のとおり分煙を維持することとした場合は、国より示される設置基準を満たした喫煙場所を確保することとなるものと考えている。

戦没者遺族への対応について

8月を目前に戦争と平和について考えさせられる時期。

広島・長崎・沖縄・樺太や満州からの引き上げ、国内でも空襲による被害、物資の不足による国民への大きな影響が避けられなかった戦争を経て、敗戦から73年目を迎える。

昭和20年7月14-15日には帯広にもアメリカ軍のグラマン機による空襲があり、尊い

命が犠牲になった。戦没者は戦地だけのものではない。総合体育館敷地内に帯広空襲の碑があることをご存知の方も意外に少ないことが残念に思います。

毎年開催される戦没者追悼式、今年度も9/21（金）に開催予定。

遺族とは遺族会ではなく、遺族弔慰金を受給している方々も同じく遺族であると考えことから、追悼式に対するご案内を受給者等にも広げることが求めました。

戦没者遺族会

年度（4/1）	遺族会 会員数
H25年度	336
H26	315
H27	291
H28	263
H29	245
H30年	230

また、追悼式のあり方についても、段差のある会場での献花は厳しく、心が痛む。段差のない会場で、全ての市民に対して開かれた追悼式、平和を祈る学びの集いにして行くことが求められるのではないのでしょうか。市の考えを質しました。

市は、今年度から戦争や空襲の資料をパネルで展示する「平和パネル展」を企画していることを明らかにしました。

遺族弔慰金需給者については、北海道の連絡手続きの手法から受給者にお知らせが届かず需給出来なくなった市民が存在することから、手続きの窓口となっている市の気づきや丁寧さ、チェックの考え方について質しました。

市は、北海道の通知のみ該当者に伝えるだけでなく、高齢者に対してのより丁寧な対応が必要であったと陳謝しました。